

浄化槽専門委員会の設置の趣旨及び検討項目等について

(1) 設置の趣旨

浄化槽は、使用開始後の維持管理が適切に行われなければ、その本来の機能が十分に発揮されず、生活環境や公共用水域の水質に悪影響を及ぼすこととなる。このため、浄化槽法において、浄化槽の維持管理に係る一連の規定を整えているところである。

昭和58年に制定された浄化槽法は、昭和40年代から50年代にかけて急速に普及した単独処理浄化槽の適正管理を目的として制定されたが、その後の合併処理浄化槽の普及を踏まえ、合併処理浄化槽のみを浄化槽として規定するとともに単独処理浄化槽の新設を原則禁止とする平成12年の改正、さらに、法律目的に公共用水域等の水質の保全等の観点からし尿及び雑排水を適正に処理することを明記するとともに放流水の水質に係る基準を設ける今回の改正により、合併処理浄化槽にふさわしい法体系を整えることとなったところである。

今回の改正法においては、新たに創設される放流水の水質に係る基準、第7条検査(設置後の水質検査)の時期等維持管理に係る技術的事項については省令において規定するよう委ねられることから、これら省令事項を検討するため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の下に浄化槽の技術に係る専門的知見を有する者を中心とする専門委員会を設置するものである。

また、公共用水域の水質の保全に資する浄化槽とするためには適正な維持管理の実施が求められるが、維持管理に係る業務の詳細については下位法令等において規定されていることから、今回の法律改正の施行に併せ、維持管理業務の在り方も含め本専門委員会において検討することとする。その際、維持管理に係る各業務の関係や各業務の内容について設置者から「わかりにくい」との声もあり、これが浄化槽に対する不信感に繋がっていることも否定できないことから、設置者の不信感を払拭し、浄化槽に対する信頼を確保する観点からも検討する。

さらに、今回の法律改正の過程において指摘された浄化槽に係る課題についても適宜検討することとする。

なお、検討に際しては、関係業界からのヒアリングを行うこと等により、実情の把握に努めることとする。

(2) 検討項目

1. 平成17年の浄化槽法改正に伴う省令事項の検討

浄化槽からの放流水質の基準

第7条検査の検査時期

指定検査機関から都道府県への報告に関する事項

廃止の届出に関する事項

上記検討事項に付随する事項(通知事項等)

2. 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方

現状の分析、検討

- (例) ・ 維持管理業務に係る現行の規定(考え方、内容)
- ・ 保守点検、清掃、法定検査の現状(業務の実態、費用等)
- ・ 業者の業態、検査機関の体制

今後の在り方

- (例) ・ 浄化槽の性能の向上(含む処理方式の違い)への対応
- ・ 国民の浄化槽の信頼性の要求レベルの向上への対応
- ・ 維持管理業務に係る規定の在り方

3. その他

単独処理浄化槽の対策

その他

(3) スケジュール

法律の施行準備の観点から、8月末を目途に中間的なとりまとめを行い、最終的なとりまとめを年内に行うことを念頭に検討を行う。